



2022年7月21日

各 位

会 社 名 R P Aホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 高橋 知道  
(コード番号: 6572 東証プライム)  
問合せ先 取締役 松井 哲史  
(TEL 03-5157-6388)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

|  |   |
|--|---|
| (1) 払込期日                                   | 2022年8月19日  |
| (2) 処分する株式の種類および数                          | 当社普通株式 15,895株  |
| (3) 処分価額                                   | 1株につき317円   |
| (4) 処分価額の総額                                | 5,038,715円  |
| (5) 出資の履行方法                                | 金銭報酬債権の現物出資による  |
| (6) 株式の割当ての対象者<br>およびその人数ならびに<br>割り当てる株式の数 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>2名 8,705株<br>監査等委員である取締役<br>4名 7,190株 |

#### 2. 本自己株式処分の目的および理由

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、当社の取締役に対して、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。なお、2022年5月27日開催の第23回定期株主総会において、本制度に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制

限付株式の付与のために年額 24 百万円以内の金銭報酬を支給すること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を 40,000 株とすること、並びに監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のために年額 10 百万円以内の金銭報酬を支給すること及び各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限を 15,000 株とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役 4 名（以下、総称して「対象取締役」といいます。）に対し、当社の業績及び対象取締役の貢献その他諸般の事情を考慮し、本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件に、本日開催の取締役会において金銭報酬合計 5,038,715 円を支給することを決議するとともに、対象取締役に対し本自己株式処分を行うことを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を実現するため、後記 3 のとおり、譲渡制限期間は、当事業年度終了後 3 か月を経過する日、又は当社若しくは当社の子会社のいずれかの取締役、執行役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任した日のいずれか遅い時点までとしております。

### 3. 講渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

#### （1）譲渡制限の内容

対象取締役は、払込期日である 2022 年 8 月 19 日から、当事業年度終了後 3 か月を経過する日、又は対象取締役が当社若しくは当社の子会社のいずれかの取締役、執行役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任した日のいずれか遅い時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、質権の設定その他の処分をすることができない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、払込期日である 2022 年 8 月 19 日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

#### （3）本割当株式の無償取得

当社は、対象取締役が役務提供期間の満了前に当社の取締役の地位を退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

#### （4）組織再編等における取扱い

当社は、役務提供期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （5）株式の管理

対象取締役に付与された本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、質権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、SMBC 日興証券株式会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される。

#### 4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

割当予定先の対象取締役に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日（2022年7月20日）の終値である317円といたしました。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、割当予定先の対象取締役に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以上